

林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会 開催要領

1 趣旨

「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会報告」（平成15年4月25日公表）等を踏まえ、本検討会では、新たな林業普及指導事業の在り方に即した資格試験制度等について検討を行い、新制度における柔軟かつ効率的な事業実施や新制度への円滑な移行を図るため、学識経験者等からなる検討会を開催する。

2 主な検討事項

- (1) 新たな資格試験制度について
- (2) 新普及員の資質向上のための研修について
- (3) その他

3 運営

- (1) 「林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、委員の互選により選任する。座長は、検討会の議事を運営する。
また、座長は検討会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (3) 検討会は、必要に応じ関係者から意見聴取を行うことができる。
- (4) 検討会は、必要に応じ開催する。
- (5) 検討会に関する庶務は、林野庁森林整備部研究普及課において行う。

4 スケジュール

11月25日に第1回会合を開催し、平成16年3月を目途に数回議論を重ね、その後、とりまとめを行う。